和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。)別表第1第1項備考1に定める高等学校の授業料の納付の分割並びに同項備考2に定める特別の事由及びこれによる不 徴収又は還付について、次のように定め、平成31年4月1日から適用する。

平成31年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 条例別表第1第1項備考1に定める納付を分割する場合における1期あたりの納付額は、次の表の左欄に掲げる課程の同表中欄に掲げる和歌山県税外収入徴収規則(昭和33年和歌山県規則第34号)別表第 4第1項各号に定める期について、同表右欄に掲げる額とする。

全日制	第1号に定める第1期から第4期まで	各期について29,700円
定時制 (単位制によ らない課程)	第1号に定める第1期から第4期まで	1 単位から 5 単位までの場合は、各期に ついて2,175円
		6 単位から10単位までの場合は、各期に ついて4,350円
		11単位から15単位までの場合は、各期に ついて6,525円
		16単位以上の場合は、各期について8,10 0円
定時制 (単位制による課程)	第1号に定める第1期から第4期まで	各期について、授業料の額を当該授業料に係る単位の履修期間の月数で除した額 (以下「月額」という。)に、各期の月数を乗じた額。ただし、当該授業料に係る単位の履修期間に含まれない月は、月数に算入しない。
通信制	第2号に定める第1期	月額に第1期の月数を乗じた額。ただし、 当該授業料に係る単位の履修期間に含ま れない月は、月数に算入しない。
	第2号に定める第2期	月額に第2期の月数を乗じた額。ただし、 当該授業料に係る単位の履修期間に含ま れない月は、月数に算入しない。
専攻科	第3号に定める第1期から第9期まで	各期について9,900円
	第3号に定める第10期	29, 700円

条例別表第1第1項備考2に定める特別の事由は、次の表の左欄に掲げるものとし、これにより徴収せず、又は還付する未納又は既納の授業料の額は、同表の中欄に掲げる月から同表の右欄に掲げる月までの月数に月額を乗じたものとする。この場合において、単位制による課程の単位に係る授業料における月数には、当該単位の履修期間に含まれない月を算入しない。

入学(4月に入学す る場合を除く。)	入学の許可があった日が属する年度の 4月	入学の許可があった日が属する月の前月
退学及び転学		退学又は転学の許可があった日が属する 年度の末月
卒業 (3月に卒業する場合を除く。)	卒業の認定があった日が属する月の翌 月	卒業の認定があった日が属する年度の末 月
休学及び留学	休学又は留学の許可があった日が属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその月)	復学の許可があった日が属する月の前月

- 3 前項の規定は、通信制の課程に係る授業料に適用しない。ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第5条第1項の規定により同法第3条第1項に規定する就学支援金を
- 受給(就学支援金と同趣旨の授業料に相当する補助金の受給及び条例第3条の規定による減免を含む。)している者に係る授業料については、この限りでない。 4 第1項の規定により算出された授業料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の期に係る納付金額に合算し、第2項の規定により算出された授業料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。